

町民バス管理運行要領

(目的)

第1条 この要領は、町民バス(以下「バス」という。)の運営管理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(バス利用の目的と利用範囲)

第2条 バスは町指定各種団体の研修及び視察並びに地域社会との交流を図り視野の拡大に供するため利用するものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用の制限)

第3条 利用団体は1団体年1回の使用を原則とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(運営管理者の職務)

第4条 施設課長は、運営管理者としてバスの運営管理に当たり、所属職員の指揮監督をし、運行計画については、利用団体及び所管課と充分連絡調整を図るものとする。

(運行の基準)

第5条 バスの利用者は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) バス使用は、運転者の労働安全及び運行計画の遂行上、1日の走行キロ数が原則として300キロメートルを超えてはならない。
- (2) バスの使用は日帰りを原則とする。
- (3) バスは、土、日曜日については運行をしない。ただし、上部関係機関・団体ですでに日程が決まっている場合はこの限りではない。
- (4) 日帰りの研修、視察とは十勝管内、及び釧路管内等とする。
- (5) バスの運行時間は、出発時刻は午前8時30分以降とし、帰庁時刻は午後5時までを原則とする。
- (6) バス運行の許可は、経済的効果を考慮してバスの乗車定員数の概ね60%以上の乗車確保が出来るよう団体等に対して行う。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- (7) 視察、研修中の行先等の変更は原則として認めない。

(借上料の支給)

第6条 第5条第2号の規定によらず宿泊を伴う運行をする場合において貸し切りバスを利用した時は、別表に定める基準により借り上げ料を業者に支払いする。

(乗車する者の遵守事項)

第7条 バスに乗車する者は次の事を遵守しなければならない。

- (1) 車内の清潔を保持すること。
- (2) 車内の施設及び車体を損傷しないこと。
- (3) 走行中に高音を発生し車内で騒がないこと。
- (4) 走行中車内をみだりに立って歩かないこと。
- (5) 走行中運転者にみだりに話しかけないこと。
- (6) 運転者に協力し指示に従うこと。

(使用の申し込み等)

第8条 第2条に掲げる団体等がバスを使用するときは、使用日の2週間前までに使用申請書(別記申請書)と宿泊を伴うものは、貸し切りバスの見積書を所管課を通じて、町長に提出しなければならない。

- 2 運行計画及び定員の変更が生じた場合、使用申請書は計画日の5日前までに所管課を通じて施設課へ連絡しなければならない。

(使用の許可)

第9条 町長は、バスの使用申請を受理したときは、第2条及び第5条各号に基づき使用の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。

- 2 使用申請、許可については、所管課を通じ、施設課が処理するものとする。

(管理事務)

第10条 運転者は、バス運行状況を運転日報(別記運転日報)により運転管理者に報告しなければならない。

(事項等の処理)

第11条 運転中天災、人災、過失等により事故に遭遇したとき運転者はすみやかに町長に報告し、町長は使用責任者と協議の上適切な処置をとるものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年10月10日から施行する。

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

(別表)

	研 修 (宿 泊) 地	金 額
A 地 域	札幌市、小樽市、留萌市、稚内市、名寄市 登別市、室蘭市、函館市、洞爺湖、定山溪 支笏湖	大型 70,000円 中型 60,000円 小型 50,000円
B 地 域	根室市、網走市、旭川市、岩見沢市、恵庭市 千歳市、夕張市、富良野市、羅臼、知床 摩周湖、川湯、ウトロ、温根湯、層雲峡 天人峡、美幌町、日高、北見市、紋別市	大型 60,000円 中型 50,000円 小型 40,000円
C 地 域	釧路市、厚岸、弟子屈、阿寒、糠平、浦河 トムラウシ温泉	大型 50,000円 中型 40,000円 小型 30,000円

上記記載以外の地域については、都度協議するものとする。

大型バスは乗車人数 34 人以上

中型バスは乗車人数 21 人以上 33 人以下

小型バスは乗車人数 20 人以下